

日本歯科専門医機構に対する対応について（論点整理）

専門医制度に関し、日本歯周病学会員に対する周知が必要な事項につき、以下の通り記す。

【機構対応に関する日本歯周病学会の方針】

1. 機構の認証に関わる受益者負担（経費負担）について

- ・機構の認証を受けるに際し、その審査料として、概ね一万円／申請者が請求されている。今後この金額が変更される可能性はあるものの、今後新規および更新の申請をする際には、従来の経費に加え、機構による審査料が付加されることとなる。尚、移行措置として、令和元（2019）-5（2023）年度分については、その追加経費を学会で負担する。
- ・上記の結果、今後は当学会および機構より、それぞれ認証書が届くこととなる。
- ・厳密には、機構の認証を受けた専門医のみが「機構認証の専門医」と見なされ、2023年度末をもって完全移行の予定。

2. 「共通研修」対応について

- ・機構からの発出に基づき、2020年度以降は、新規・更新の手続きに際し、機構が認定した『共通研修：1単位 x 2（講演）/年度』の受講が必須となる。
- ・機構は毎年2単位ずつの受講を求めている。
- ・会員負担を考慮し、春季・秋季学術大会時の認定医・専門医教育講演、倫理講演を「共通研修」認定を受けられるように講演プログラムを編成する。63秋、64春は認定済。これら共通研修に関しては、学術大会に参加登録手続きをすることにより、（もし現地で参加が出来ない場合でも）Webでの視聴が可能になるよう配慮する。
- ・令和4（2022）年度以降について、春季の倫理委員会企画講演を医療安全委員会が担当する医療安全に関する企画講演に変更し、教育講演を受講することで共通研修（必須項目）も取得できるような体制を構築する（秋季の倫理委員会企画講演は変更なし）。
- ・共通研修の取り扱いについては、広告可能な専門医制度を有する他学会とも連携を検討中。
- ・認定医申請時の共通研修の取り扱いについては、要検討（既に予定のある会員は共通研修受講を推奨）。

3. 専門医規約の一部改正について

上記対応のため、規約の一部改正が必要となる。

- ・新規、更新時において、過去5年間の機構「共通研修」2単位/年受講（ただし、2020年度以降）を義務化する
- ・新規申請時の業績単位10単位を義務化する（認定医取得以降は、毎年共通研修の受講を推奨）
- ・前年度に前倒し更新の手続きをする際にも、5年目の共通研修受講は必須となる。

4. その他

・機構より、申請・更新時に勤務実態・診療実績の提示を求められており、その対応に関しては、申請・更新者の負担にならない方法を、学会内部で検討中である。